

# 国土交通省 基調講演

～取適法施行後のトラック・物流Gメンの対応について～

# 取適法施行後の トラック・物流Gメンの対応について

---

2026年10月16日

国土交通省大臣官房審議官（物流・自動車担当）  
奈良 和美

# 目次

01

## トラックの現状と課題

物流課題の実情をおさらい

02

## Gメン×取適法

トラック・物流Gメンの取適法にかかる活動

# 目次

01

## トラックの現状と課題

物流課題の実情をおさらい

02

## Gメン×取適法

トラック・物流Gメンの取適法にかかる活動

# おさらい

## これまで起こったこと

- 1990年のトラック規制緩和から30年余で  
事業者数1.5倍、車両数1.3倍、一方で、国内荷物量は2/3
- 荷主優勢のトラック事業者との取引関係、売上高物流コスト比率の逡減傾向が定着
- ところが、物流2024年問題を契機として、ドライバー不足、これによる輸送力不足が顕在化
- 背景として、ドライバーの処遇改善（賃金水準、働き方）等が他産業に比して大幅に遅れ

## これから起こること

- トラック・物流Gメンの機能強化、下請法改正等による取引関係適正化の一層の深度化
- 改正物流法（2024年公布）の施行
  - 荷主規制等の強化（特定荷主への義務づけ、C L O選任、取引書面化等）
- トラック適正化2法の施行（2028年6月までに）
  - トラック運送事業許可の更新制導入（5年毎）、適正原価制度の導入 など
- 人件費、物価上昇、GX（電動化）、AX（自動運転）等への対応経費の増
- ドライバー不足等による供給力不足の進展（2030年には最大25%運べない試算）

## これから不可避なこと

- ドライバー処遇改善、トラック運賃等物流費の上昇傾向の定着【コスト増】  
+
- 輸送力不足に対応するための物流の無駄の削減【コスト減】



荷主・  
物流企業が  
持つべき  
共通認識

# トラックドライバーの賃上げに向けた取組

- トラックドライバーの賃上げに向けて、トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導や標準的な運賃の周知・啓発により適正な運賃を収受できる環境を整備することに加え、トラック適正化2法により導入され、価格転嫁に資する「適正原価」制度の施行に向けた準備を着実に進める。

## トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導

- 「トラック・物流Gメン」(360名体制)は、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」等を実施しており、これまでに約2千件の法的措置を実施。
- 近年の取適法改正等を契機とした是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進。

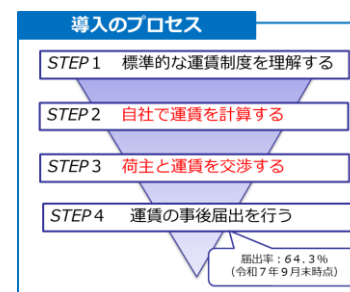
＜トラック・物流Gメンによるパトロール＞



## 「標準的運賃」の周知・啓発

- 一般にトラック事業者の荷主・元請事業者に対する交渉力が弱い等の事情を踏まえ、自社の適正な運賃を算出し、荷主等との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標として、国土交通省から「標準的運賃」を告示。
- トラック運送事業者や荷主等に対する周知・啓発を実施。  
⇒ 標準的運賃と同水準の運賃を概ね収受できている事業者の割合は増加  
(令和3年度：35%→令和6年度：53%)

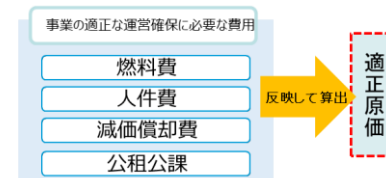
＜標準的運賃の導入プロセス＞



## トラック適正化2法（議員立法）による「適正原価」制度の導入

- 昨年6月に議員立法で成立したトラック適正化2法により、賃上げ原資の確保に資する「適正原価」制度が創設されたところであり、円滑な施行に向けた準備を進める。

＜「適正原価」のイメージ＞



# トラック運送業における価格転嫁・賃上げの状況

- トラック運送業は、取引関係における荷主等の立場が強く、コスト上昇分の価格転嫁が難しい状況。
- トラックドライバーの賃上げは進んできているが、全産業平均には及んでいない。

トラック運送業では、調査対象32業種中、  
 価格転嫁してもらえている状況が31位（受注者の立場）  
 価格転嫁している状況が32位（発注者の立場）

## 価格転嫁の実施状況の業種別ランキング

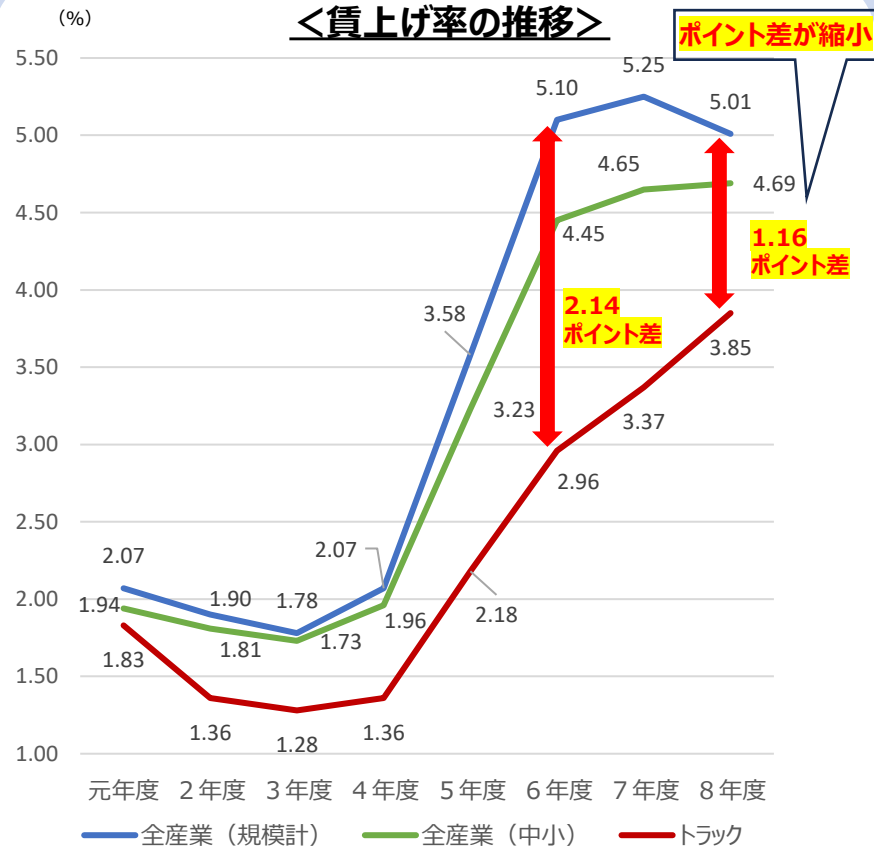
受注者

| 価格転嫁         | コスト増に対する転嫁率 | 各要素別の転嫁率 |       |       |
|--------------|-------------|----------|-------|-------|
|              |             | 原材料      | エネルギー | 労務費   |
| 全体           | 54.2%       | 55.7%    | 48.9% | 50.0% |
| 1位 化学        | 65.7%       | 72.5%    | 61.7% | 57.1% |
| 2位 電機・情報通信機器 | 64.5%       | 68.3%    | 58.2% | 58.3% |
| 3位 紙・紙加工     | 64.3%       | 68.0%    | 57.2% | 56.5% |
| }            |             |          |       |       |
| 29位 農業・林業    | 38.3%       | 37.2%    | 35.0% | 34.1% |
| 30位 放送コンテンツ  | 38.0%       | 34.7%    | 30.3% | 34.4% |
| 31位 トラック運送   | 36.9%       | 32.2%    | 34.2% | 33.5% |
| 32位 金融・保険    | 31.4%       | 36.0%    | 12.9% | 25.0% |

発注者

| 価格転嫁         | コスト増に対する転嫁率 | 各要素別の転嫁率 |       |       |
|--------------|-------------|----------|-------|-------|
|              |             | 原材料      | エネルギー | 労務費   |
| 全体           | 54.2%       | 55.7%    | 48.9% | 50.0% |
| 1位 化学        | 65.9%       | 69.7%    | 62.4% | 60.0% |
| 2位 電機・情報通信機器 | 63.6%       | 67.7%    | 56.5% | 56.9% |
| 3位 造船        | 62.4%       | 64.9%    | 57.0% | 56.9% |
| }            |             |          |       |       |
| 29位 廃棄物処理    | 42.0%       | 40.4%    | 39.5% | 37.8% |
| 30位 放送コンテンツ  | 41.4%       | 38.3%    | 33.0% | 37.9% |
| 31位 ビルメンテナンス | 40.2%       | 36.0%    | 34.2% | 39.9% |
| 32位 トラック運送   | 34.5%       | 31.0%    | 31.4% | 31.3% |

## <賃上げ率の推移>



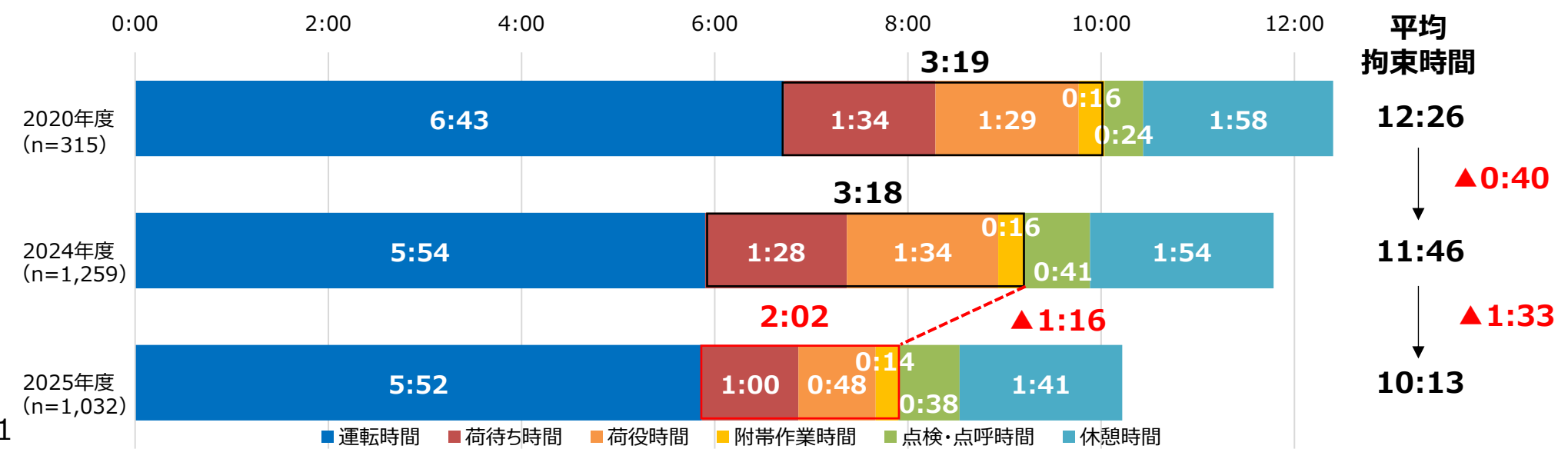
※春闘賃上げ率（労働組合集計数値より（トラックは交通労連の数値））

中小企業庁価格交渉促進月間（2026年3月）のフォローアップ調査結果より

# トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果

- 【調査概要】
- 調査対象：一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者
  - 調査期間：2025年11月25日から同年12月24日まで
  - 調査内容：2025年4月から同年8月までの通常期における代表的な1日の運行について、主に以下の項目を調査  
①運転時間、②荷待ち時間、③荷役時間、④附帯作業時間、⑤点検・点呼に要した時間、⑥休憩時間
- 【調査結果概要】
- 今回、トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間は10時間13分であり、荷待ち・荷役等時間は2時間2分であった。
  - 今回調査（2025年度）では、前回調査（2024年度）と比較して、運転時間は横ばいながら、平均拘束時間が大幅に減少した（▲1時間33分）。その主な要因としては、荷待ち・荷役等が減少（▲1時間16分）したこととなっている。
  - 2025年4月から改正物流効率化法が施行され、荷主・物流事業者に対して、荷待ち・荷役等時間の短縮などの努力義務を課されており、各主体がその履行に努めていることが寄与しているものと思われる。
  - 国としては、改正物流効率化法に基づく基本方針において1運行の荷待ち・荷役等時間を2時間以内にする目標を掲げているところ、個別には長い荷待ち・荷役等時間が発生しているケースがあることも踏まえ、目標が安定的に達成され、さらに短縮されるよう、引き続き取り組んでいく。

<トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳>



# 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

## 概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

### 貨物自動車運送事業法の一部改正

#### 1. 許可の更新制度の導入 **令和10年6月までに施行**

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

#### 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

#### 3. 委託次数の制限 **令和8年4月1日施行**

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

#### 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）  
荷主等に対しては是正指導も実施

### 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

#### 1. 基本方針の策定 **令和7年6月11日公布・即日施行**

##### (1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

##### (2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

#### 2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

#### 3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置  
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

# 目次

01

## トラックの現状と課題

物流課題の実情をおさらい

02

## Gメン×取適法

トラック・物流Gメンの取適法にかかる活動

# 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

公取作成資料

## 背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

## 1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

### 【規制内容の追加】

#### （1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

#### （2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

### 【規制対象の追加】

#### （3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

#### （4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

### 【執行の強化等】

#### （5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

## 2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

### （1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

### （2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加  
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

### （3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

### （4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

## 3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日

## 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

### 改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

### 改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

### 改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



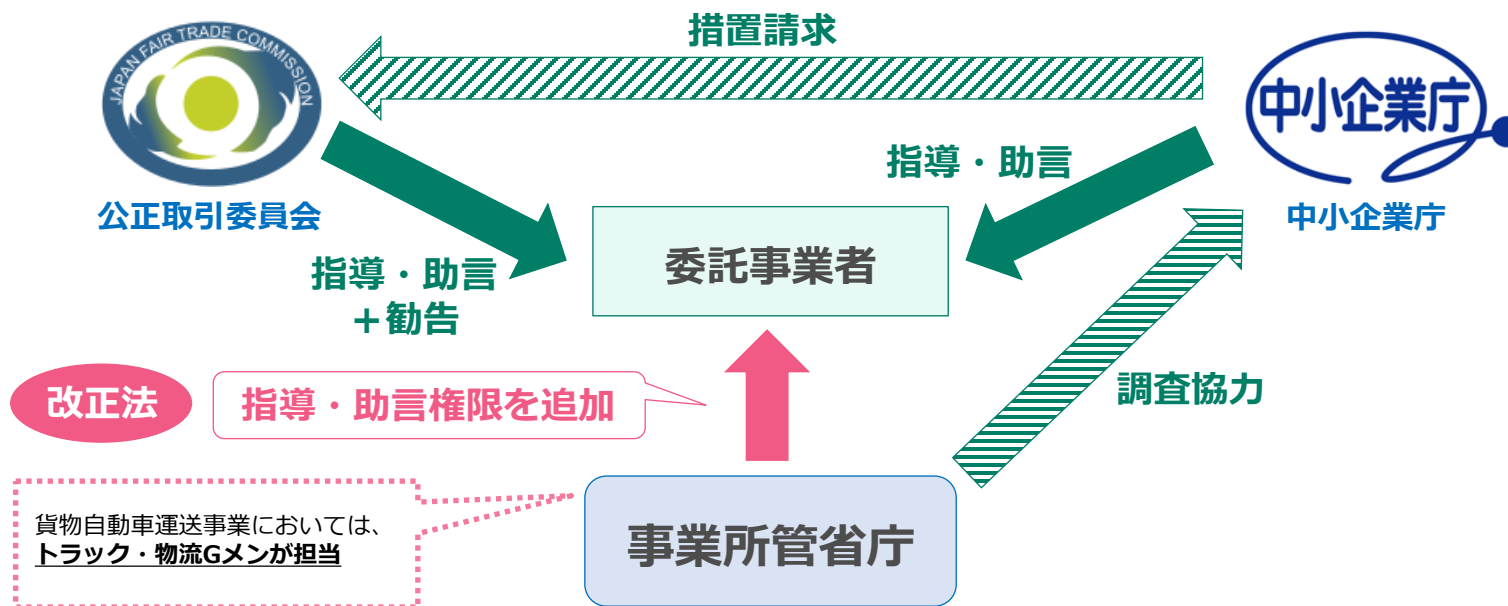
## 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

### 改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

### 改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



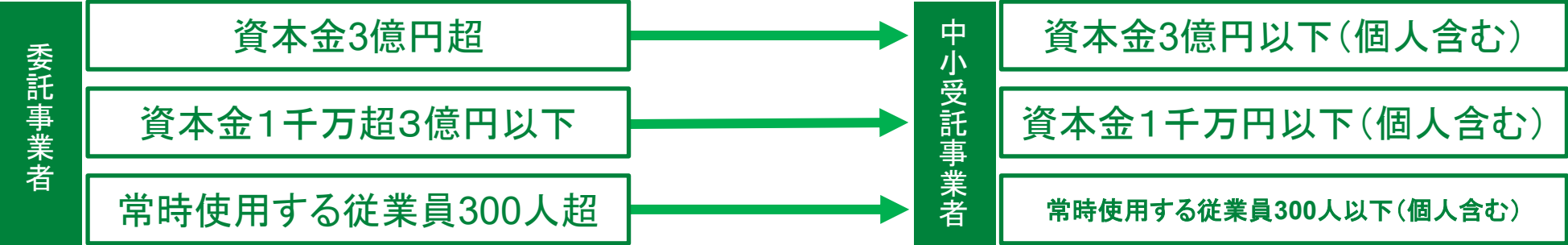
# 取適法の適用対象

## 適用対象取引

取適法が適用されるかどうかは①取引内容と②資本金基準又は従業員基準から決まる



・役務提供委託(トラック・物流Gメンの対象取引は「運送」のみが該当) ・特定運送委託



## 義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の禁止事項が課されている

| 4つの義務         |
|---------------|
| ① 発注内容等の明示義務  |
| ② 書類等の作成・保存義務 |
| ③ 支払期日を定める義務  |
| ④ 遅延利息の支払義務   |

| 11の禁止事項         |                 |                   |
|-----------------|-----------------|-------------------|
| ① 受領拒否          | ⑤ 買ったたき         | ⑨ 不当な経済上の利益提供要請   |
| ② 支払遅延 (手形払の禁止) | ⑥ 購入・利用強制       | ⑩ 不当な給付内容の変更・やり直し |
| ③ 減額            | ⑦ 報復措置          | ⑪ 協議に応じない一方的な代金決定 |
| ④ 返品            | ⑧ 有償支給原材料等の早期決済 |                   |

# 荷主（元請）とトラック事業者間の取引に関する違反（原因）行為の対応について

◆ 取適法の違反行為が疑われる荷主等の情報については通報窓口までお寄せいただきたい。

<通報窓口：国土交通省HP>

[自動車：荷主等の違反原因行為・無許可経営等原因行為の通報窓口について - 国土交通省](#)

◆ トラック法の違反原因行為と取適法の違反行為の対応については以下の表のとおり。

|        | 貨物自動車運送事業法            | 中小受託取引適正化法                                           |
|--------|-----------------------|------------------------------------------------------|
| 違反行為種別 | 長時間の荷待ち               | 不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し                       |
|        | 契約にない附帯業務             | 不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し                       |
|        | 運賃・料金の不当な据え置き         | 買いたたき、協議に応じない一方的な代金決定                                |
|        | 無理な運送依頼               | 発注内容等を明示する義務                                         |
|        | 運送契約の書面交付の非協力         | 買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定 |
|        | 契約にない荷積み、荷卸し          | 買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定 |
|        | 拘束時間を超える運送依頼          | 買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定 |
|        | 適法な速度で間に合わない到着時刻      | 買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し                 |
|        | 高速を使わないと間に合わない到着時間の設定 | 買いたたき、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定                |
|        | 過積載の指示・容認             | 買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定 |
|        | 異常気象時の運送依頼            | 買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し、協議に応じない一方的な代金決定 |
|        | 該当なし                  | 報復措置の禁止                                              |
|        |                       | 支払遅延の禁止                                              |
|        |                       | 減額の禁止                                                |
|        |                       | 支払期日を定める義務                                           |
|        |                       | 遅延利息の支払い義務                                           |
|        |                       | その他（受領拒否の禁止、返品禁止、購入・利用強制の禁止、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）     |

カテゴリーⅠ：事業法及び取適法の双方で違反（原因）行為となるもの

カテゴリーⅡ：事業法でのみ違反原因行為となるが、場合によっては取適法でも違反行為となるもの

カテゴリーⅢ：取適法でのみ違反行為となるもの

# 取適法の周知啓発チラシ

トラック事業者の皆様

国土交通省

令和8年1月1日から

「下請法」は「取適法」へ

令和8年1月1日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わります。

トラック運送事業に係る取適法の違反情報は、

トラック・物流Gメン

までお寄せください

取適法概要（トラック運送事業に係るもの）

■ 適用対象（取引の内容 + 資本金基準又は従業員基準）

| 取引の内容                | 役割提供委託（運送）、特定運送委託                                                      |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 資本金基準<br>又は<br>従業員基準 | 委託事業者<br>資本金3億円超<br>資本金1千万円超 3億円以下<br>常時使用する従業員 300人超                  |
|                      | 中小受託事業者<br>資本金3億円以下（個人含む）<br>資本金1千万円以下（個人含む）<br>常時使用する従業員 300人以下（個人含む） |

■ 委託事業者の4つの義務と11の禁止事項

| 4つの義務         | 11の禁止事項         |                  |                    |
|---------------|-----------------|------------------|--------------------|
| 01 発注内容の明示義務  | 01 受領拒否         | 05 買いたたき         | 09 不当な経済上の利益提供要請   |
| 02 書類の作成・保存義務 | 02 支払遅延（手形払の禁止） | 06 購入・利益強制       | 10 不当な給付内容の変更・やり直し |
| 03 支払期日を定める義務 | 03 減額           | 07 報復措置          | 11 協議に応じない一方的な代金決定 |
| 04 遅延利息の支払義務  | 04 返品           | 08 有償支給原材料等の早期決済 |                    |

改正ポイント

1

事業所管省庁に、指導・助言権限が付与され、報復措置の禁止に係る情報提供先にも追加されました

2

対象取引に「特定運送委託」が追加されました

事業所管省庁  
貨物運送事業では国土交通省（トラック・物流Gメン）が担当

指導・助言

委託事業者

指導・助言 + 勧告

公正取引委員会

措置請求

中小企業庁

指導・助言

荷主

物品の運送委託 特定運送委託

元請物流事業者

物品の運送の再委託 役割提供委託（運送）

中小受託事業者

国土交通省

トラック・物流Gメンとは

トラック・物流Gメンは、物流業界における適正運賃の收受や労働環境の改善を目指し国土交通省が創設した専門部隊です。

長時間の荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行っています。

令和8年1月1日からは、取適法の指導等について公正取引委員会のほかトラック・物流Gメンも担います。

取適法に係る違反行為情報をお寄せください

取適法に係る違反行為情報も、「目安箱」（荷主等の違反原因行為の通報窓口）へお寄せください。いただいた情報は、国土交通省（トラック・物流Gメン）により、荷主等の委託事業者への是正指導等に活用します。

なお、国土交通省（トラック・物流Gメン）に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

通報例

■ 包装資材（段ボール）のこすれが発生した際、原因調査を行うことなく、一方的に破損責任を押し付けられ、破損した荷物の買取を要求される。（第4条第2項第3号【不当な経済上の利益要請】）

■ 〇年〇月〇日に（荷主企業名）へ価格交渉を行ったが、「不満があるならやめてもらって構わない」と応じてもらえず、以来、取引停止を恐れ、申し入れることができていない。（第5条第2項第4号【協議に応じない一方的な代金決定】）

■ 配送センターへの荷下ろしの際、フォークリフト作業をドライバーが実施するように求められるが、この作業に対価は支払われていないし、保険の制約なども不安。（第4条第2項第3号【不当な経済上の利益要請】）

トラック・物流Gメンへの連絡はこちらまで

取適法の詳細はこちら

トラック・物流Gメンサイト

トラック・物流Gメン連絡先

目安箱

取適法ガイドブック  
（公正取引委員会作成）

ドライバーの将来を守るかどうかは、荷主にかかっている。

トラック・物流Gメン

検索

本チラシURL

お手元でも是非ご覧ください

19

# 中小受託取引適正化法（取適法）施行に伴うトラック関係の対応

- 本年1月から施行された改正下請法（取適法）により、取適法の対象取引に「特定運送委託」が追加され、複数の省庁連携による違反行為への対応（面的執行）の強化として事業所管省庁（国土交通省含む）に指導・助言に係る権限が付与されたところ。
- これにより、トラック・物流Gメンが取適法に基づく助言・指導を行うこととなり、本年9月末時点で助言142件・指導2件を実施。

## ◆R7年実施：円滑な施行に向けた取組（令和8年1月1日施行）

### ○公正取引委員会との合同パトロール

- トラック・物流Gメンによる「集中監視月間（R7.10-11）」において、荷主等による取適法の違反行為や貨物自動車運送事業法の違反原因行為の未然防止等の観点から、**公正取引委員会と各地方運輸局が全国規模で連携**した合同荷主パトロール等を実施。
- 令和7年10月28日及び29日には、全運輸局のGメンが集結し、公取委と合同で、**東京都内での大規模パトロール**を実施（パトロール前には出発式も開催。）。



### ○トラック業界向け取適法・振興法に関する説明会の開催

- 令和7年1月以降に開催している改正物流法の説明会において、取適法の主要改正事項の説明を行い、全国で約200回実施、延べ約23,000名が参加。その他国交省が講師参加するセミナー等で延べ約200名に説明を実施。
- 令和7年9月30日、国交省主催で、所管業界向けに取適法・振興法に関する説明会を開催し、約2,000名（物流関係者約540名）が参加。
- 令和7年12月、国交省と全日本トラック協会の共催で、トラック業界向けに取適法・振興法に関する説明会を東京・大阪で開催し、物流関係者約1,500名が参加。

# 集中監視月間（10月・11月）におけるトラック・物流Gメンの活動予定

## ■ 集中監視の実施

- ✓ 本年8月に実施した全トラック事業者調査、倉庫業者調査及び関係省庁からの情報等を活用し、荷主等の違反原因行為等に関する情報収集を集中実施。
- ✓ 違反原因行為の疑いが認められた場合は働きかけ等を実施。取適法違反の疑いが認められた場合は公正取引委員会又は中小企業庁と合同実地調査を行い、助言等を実施。
- ✓ 違法な「白トラ」への運送委託に関与している疑いが認められた場合は要請等を実施。

## ■ 公正取引委員会・中小企業庁との連携

- ✓ 10月上旬に物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議を開催。地方運輸局等、公正取引委員会地方事務所等及び地方経済産業局等が取適法違反被疑事案の調査方法や執行方法等について意見交換。合わせて、合同荷主パトロール出発式を実施。
- ✓ 荷主等の営業所や物流拠点等を対象とした合同荷主パトロールを全国で実施。

## ■ 警察との連携

- ✓ 本年4月から取締りが強化された違法な「白トラ」への運送委託防止に向けた啓発を全国展開し、各都道府県警察と連携し、物流センター・卸売市場等において周知啓発活動を実施。



# 地方運輸局（北陸信越）・公正取引委員会の連携による初の「取適法に基づく指導」

- ◆ トラック・物流Gメンは、取適法に係る荷主等による違反行為に対し、「助言→指導」の段階的な法的措置を実施。
- ◆ 本年7月、北陸信越運輸局と公正取引委員会が連携し、合同調査・事実確認を行ったところ。
- ◆ 確認した結果、**2社において違反行為が確認**されたため、**指導を実施**。今回の案件は取適法施行後の新たな執行事例。

## 情報収集



トラック・物流Gメン

## 合同調査



地方運輸局・公取委による確認

## 取適法に基づく指導



指導書面発出（全国初）

### 事例①A事業者（メーカー）

#### ○主な指導内容

- 以下のことに関して、発注内容・対価の明確化を指導
- ・ 発注書に附帯業務の内容・対価を明示していなかった  
➡ 発注内容の明示義務違反
  - ・ 荷役等の附帯業務の対価が実態に見合わないおそれ  
➡ 不当な経済上の利益の提供要請のおそれ

### 事例②B事業者（元請事業者）

#### ○主な指導内容

- 以下のことに関して、適正な価格交渉・契約明確化を指導
- ・ 発注書に附帯業務の内容・対価を明示していなかった  
➡ 発注内容の明示義務違反
  - ・ コスト上昇分に係る価格転嫁に関する協議が不十分  
➡ 買ったたきのおそれ
  - ・ 無償で附帯業務を実施させていたおそれ  
➡ 不当な経済上の利益の提供要請のおそれ